消費者庁関連法案の成立にあたって

日本生活協同組合連合会

本日5月29日の参議院本会議にて、消費者庁関連法案が全会一致で可決・成立しました。これに先立って審議された衆議院でも、与野党協議による法案修正を経て、同案は全会一致で可決・成立しました。消費者庁の設置をはじめとする今回の関連法案は、消費者団体が長年求めてきた内容であり、今回の成立を私どももたいへん歓迎します。

1. 法案修正を経て全会一致で成立したことを歓迎します

政府提案の消費者庁関連3法案は、昨年9月に閣議決定され国会に提出されていましたが、日本生協連は全国消団連と連携し、その具体化に向けて、

- ○消費者庁の早期創設
- ○消費者視点に立った行政監視組織として、消費者政策委員会の権限強化
- ○各省庁における消費者視点の強化
- ○地方消費者行政強化とそのための支援
- ○食品安全行政の強化
- などを求めてきました。

衆議院消費者問題特別委員会では今年3月18日の審議開始以来、これらの論点について、参考人質疑・地方公聴会も含め、約60時間にも及ぶ丁寧な審議が行われました。こうした積み重ねもあり、法案は私どもの意見を相当な部分で取り入れた形で修正され、附則・附帯決議でも今後の課題が明確に位置付けられました。参議院消費者問題特別委員会でも運用上の課題等について約30時間にも及ぶ丁寧な審議が行われ、附帯決議も消費者団体の意見を反映した形でまとめられました。こうした経緯を経て今回の成立に至ったことについて、各政党・政府など関係各位のご尽力に敬意を表します。

2. 引き続き、残された課題(消費者庁の速やかな発足、消費者委員会の機能が発揮される事務局体制の整備、地方消費者行政強化等)についての検討を求めます

今後は法案の趣旨をどう具体化していくかが課題となります。消費者庁や消費者委員会のスムーズな発足に向けては、組織体制の整備、各省庁や地方自治体との連携のあり方など、運用面でのさらなる検討が必要です。特に、消費者委員会が本来の監視機能を果たすためには、委員バックアップを行う事務局体制の整備が不可欠と考えます。また、地方消費者行政強化に向けて、国による支援策とともに、各自治体の努力も重要になります。

政府には、引き続き準備を迅速に進め、消費者庁・消費者委員会を速やかにスタートさせること、地方消費者行政を継続的に支援すること、今回積み残しとなり附則等に盛り込まれた論点についても早期に検討に着手することを求めます。また、今国会で衆参両院に設置された消費者問題特別委員会は、国会において消費者問題について審議する場として、引き続き精力的に活動されることを要請します。

3. 消費者庁には、特に食品安全行政分野における総合調整機能の発揮に期待します

食品をめぐる消費者の不安は依然として強く、「安全・安心」の確保のために、 食品安全行政の強化が必要です。今回の消費者庁関連法案の成立により、消費者 庁が食品安全基本法を所管し、食品安全に関する総合調整機能を持つこととなり ました。消費者庁には、より効果的なリスクコミュニケーションや、「すきま事 案」・緊急時対応における司令塔機能の発揮に期待します。

2003 年の食品安全行政改革以降、行政のリスクコミュニケーションは従来に比べ改善されてきましたが、専門用語が多く分かりにくいことなどもあり、参加している消費者は依然として一部の人だけにとどまっています。リスク評価結果やリスク管理措置の判断、ならびにその科学的背景をわかりやすく伝えることなどがポイントであり、各省庁自身が努力するとともに、消費者庁がリスクコミュニケーション・消費者教育におけるリーダーシップを発揮することが重要です。

こんにやくゼリー問題のような「すきま事案」や、中国製冷凍餃子事件のような緊急時対応においては、情報の収集や危害情報の発信が大切であり、こうした事案への対応において、消費者庁が司令塔機能を発揮することも必要です。

消費者庁発足までに、食品安全委員会・厚生労働省・農林水産省や地方自治体 との機能分担や連携のあり方を整理し、消費者庁が食品安全行政分野において総 合調整機能を発揮できる組織となることに期待します。

以上